

企業版ふるさと納税で 新ひだか町

を応援してください

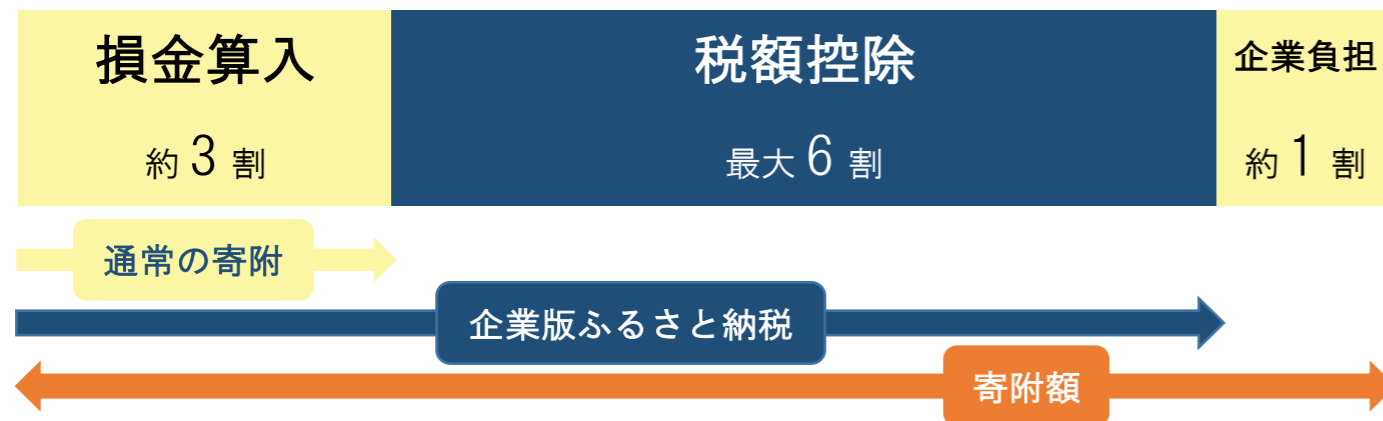


企業版
ふるさと納税
とは...

企業の皆様が地方
公共団体が行う地
方創生プロジェクト
に対して寄附を
された場合に、法人
関係税から税額控
除する仕組みです。



企業版ふるさと納税による寄附に対しては損金算入措置に加え、法人住民税、法人税、法人事業税の税額控除の優遇措置があります。



最大で9割の税額軽減、実質負担1割に

例えば100万円寄付すると、税の軽減効果が最大90万円で、実質的な企業負担は10万円に

【制度活用にあたっての留意事項】

- ・1回あたり10万円以上の寄附が対象となります。
- ・寄附を行うことの代償として経済的な利益を受けることは禁止されています。
- ・本社が所在する地方公共団体への寄附については、本制度の対象になりません。

新ひだか町の取組事業

1 新ひだか町の未来をけん引する人づくり

- * 各種担い手の確保・育成
- * 起業・事業継承の促進
- * 特産品の開発などの促進
- * 地域ぐるみでの学校教育の推進
- * 馬を通じた人材の育成
- * ふるさと教育の推進

2 新ひだか町の魅力発信と町に関わる人づくり

- * 町の情報発信
- * 観光客の受入環境の整備
- * 観光資源の維持・継承
- * スポーツ大会・合宿等の誘致
- * 移住定住の推進

3 未来を担う若い世代の希望実現と親子の絆づくり

- * 町内男女の婚姻促進
- * 子育て支援の充実
- * 安心して子どもを産み育てることができる環境の充実

4 人口減少下でも心豊かに暮らせる地域づくり

- * 地域内公共交通の高度化
- * 地域情報化の推進
- * まちなか居住、空き家対策の推進
- * 廃校舎への民間活力の導入

5 二十間道路桜並木樹勢回復事業

二十間道路桜並木の多くは樹齢100年を超え、近年では強風、雪害による倒木、害虫被害、天狗巢病などの病気も拡大しており、年々桜の本数が減少している状況にあるため、老木の維持管理、新たな桜への更新などの整備が必要となっています。本町のシンボルである「二十間道路桜並木」を後世に継承し、観光資源としての価値を高めるため、桜の治療や植え替えなどの樹勢回復に積極的に取り組んでいます。

【寄附実績】 ※令和5年3月31日現在

年度	寄附件数	寄付金額	年度	寄附件数	寄付金額
H29	2件	5,999,952円	R2	3件	6,300,000円
H30	2件	6,000,000円	R3	3件	7,000,000円
R1	2件	6,000,000円	R4	6件	9,000,000円
		合計	18件		40,299,952円



【寄附に関する問い合わせ先】

新ひだか町役場総務部まちづくり推進課

電話：0146-49-0293 メール：keizai@town.shinhidaka.lg.jp

町公式HP

